

# 25年秋の火災予防運動が始まります

11月9日(土)～15日(金)の1週間は秋の火災予防運動週間です。防火防災に関する意識や防災行動力を高め、火災や地震から尊い命と貴重な財産を守りましょう。

## 住宅用火災警報器は命を守る大切な機器です

住宅用火災警報器は火災の早期発見に大変有効です。奏功例も多数報告されています。正常に作動するか、月に1回は確認しましょう。

①警報器にホコリが付くと火災を感じにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布で拭き取りましょう

②ボタンを押ししたり、ひもが付いているタイプの場合はひもを引いてテストを行います

※住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意ください。

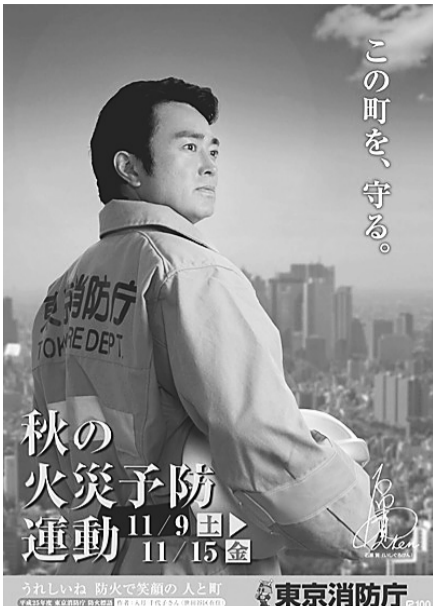
## 25年度東京消防庁防火標語

「うれしいね 防火で笑顔の人と町」

(作者 入月千代子(へいび)きちよ)さん(世田谷区)

秋の火災予防運動ポスター

この町を、守る。



## 住宅からの出火防止対策をしましょう

①調理中はコンロから離れないようにしましょう

②寝たばこは絶対にやめましょう

③ストーブの周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう

## 消火器や防災品などの住宅用防災機器を備えましょう

①エプロンや寝具類などは防災品にしましょう

②消火器は初期の火災を消火し、被害拡大を防止します。小型で持ち運びが便利なものもあります

11月9日は119番の日です

「119番」が誕生したのは、昭和2年10月1日です。それ

川市泉町の「災害救急情報センター」につながり、そこから災害現場に近い消防署にある消防隊や救急隊に、出動が指令されます。消防隊や救急隊が迅速に災害現場に到着するためには、住所や災害の内容などの正しい通報が必要で

ます。火災や急病・けがなど、目の前で火災や事故が発生した場合、誰でも気が動転し興奮した状態になりがちです。1秒を争うときでも落ち着いて119番通報できるように、通報訓練を積極的に、正しい通報要領を身に付けましょう。いざというときに備えて、電話のそばに「住所、名前、目標、電話番号」を記入したメモなどを、準備しておきましょう。



東京消防庁管内で119番通報すると、多摩地域では立

## 週間中の催し

◎防火のついで

【日時】11月12日(火)午後2時から

【会場】生涯学習センター  
【内容】第一部 午後2時から火災予防功労者に対する表彰式  
第二部 午後3時15分からタレント麻木久仁子さんによる防火防災トークショー

【費用】無料

【その他】先着500人に消防

## 市役所本庁舎で消防演習を実施します

市では、秋の火災予防運動に伴い、消防署と合同で、市役所本庁舎内の火災を想定した消防演習を実施します。

本庁舎東側の来庁者用駐輪場は、消防演習が終了するまで使用できません。また、消防演習において一斉放水を行います。水しぶきが掛かる可能性がありますので、ご注意

ください。  
ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。  
【日時】11月6日(水)午後2時開始  
【会場】市役所本庁舎1階および屋外ひろば  
詳しくは管財課管財係 ☎470・7718へ。

## 図書館協議会市民委員を募集します

【対象・募集人数】11月1日現在、市内在住で20歳以上の方。2人

図書館では、東久留米市立図書館協議会設置条例に基づき図書館協議会委員を募集します(任期2年)。

【報酬】市の規定による

## 25年住宅・土地統計調査へのご協力ありがとうございました

調査結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定などに幅広く利用されます。

調査票の集計結果は、26年夏頃からインターネットや総務省が刊行する報告書を通じて公表される予定です。詳細は総務省統計局ホームページ(<http://www.stat.go.jp/>)または政府統計の総合窓口(e-Stat)ホームページ(<http://www.e-stat.go.jp/>)を参照してください。

詳しくは企画経営室総務課統計調査担当 ☎470・7714へ。



## 11月23日(祝)は終日

## 市役所本庁舎を閉館します

11月23日(祝)は、庁舎内電気設備の点検を行うため、終日停電となります。それに

伴い、終日市役所本庁舎を閉館します。  
市役所1階市民プラザ・屋内ひろば・証明書自動発行機(東久留米駅東口エレベーター1階出入り口横に設置のものを含む)・金融機関ATM・地下駐車場などもご利用いただけません。

ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。  
詳しくは管財課管財係 ☎470・7718へ。



市役所本庁舎



【申し込み方法】11月28日(木)までに、400字詰め原稿用紙2枚以内に「私の思うこれからの図書館について」を記入の上、応募用紙(各図書館窓口で配布)を添え、開館日の午前10時～午後5時に、市内各図書館へ提出してください

詳しくは中央図書館業務係 ☎475・4646へ。

## ご存じですか

## 交通事故などに遭った場合の治療と国民健康保険

交通事故や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になるたりすること、この「第三者行為」といいます。このような場合の治療費は、被害者に過失がない限り、原則として加害者が全額負担することになります。

国民健康保険(国保)に加入している方が交通事故などに遭い、加害者との話し合いがすぐに解決しないなどの場合、「第三者行為による傷病届」を提出することで、被保



## 国民年金(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象になります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。確定申告などで社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合には、納付した方が、社会保険料控除として申告することができませんので、家族宛てに送られた控除証明書を添付

除者証を使って治療を受けることができます。国保では、一時的に医療費を立て替え、後で被害者に代わって加害者に治療費を請求します。  
保険年金課(市役所1階)へ届け出をする前に示談をしたり、治療費を受け取った場合、また同課へ届け出がなかった場合は、被保険者証が使用できなくなる場合がありますので、ご注意ください。  
国保の医療費は、加入者の保険税から支払われています。この大切な財源を有効に使うためにも、第三者行為による治療で国保の被保険者証を使う場合は、必ず届け出てください。  
詳しくは同課 ☎470・7733へ。

9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月上旬に日本年金機構から送付されます。確定申告や年末調整の手続きの際には、この証明書(または領収証書)が必要になりますので、大切に保管してください。また、10月1日～12月31日に、今年初めて国民年金保険料を納付した方には、26年2月上旬に送付されます。扶養親族等申告書も提出することで公的年金等控除、基礎控除、扶養控除、寡婦・寡夫控除などの各種控除が受けられます。提出がないと、提出した場合に比べて多くの所得税が源泉徴収される場合もありますので、必ず提出してください。

老齢厚生年金などの受給者の方への扶養親族等申告書を送付されます。老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税が課されます(障害年金1へ)。  
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。